

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。

4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。